第二条中「法第三条第九号」を「同条第九号」に、「、しょうちゆう」を「、焼酎」に改める。

第三条第一項第二号中「でんぷん質物分解物」を「でん粉質物分解物」に、「しょうちゆう」を「焼酎」に改め、同条第二項中「酒類」を「要件」に、「の各号のいずれにも該当するもの」を「に掲げる全ての要件」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　アルコール分が十六度未満で、エキス分が五度以上であること。

第三条の二第一項第一号中「分みつ」を「分蜜」に、「糖みつ」を「糖蜜」に改める。

第四条第二項中「分みつ」を「分蜜」に、「真空結晶かん」を「真空結晶缶」に改める。

第五条第一項中「酒類」を「要件」に、「の各号のいずれにも該当するもの」を「に掲げる全ての要件」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　エキス分が四十度以上であること。

第五条第二項第二号中「しょうちゆう」を「焼酎」に、「さらに」を「更に」に改める。

第六条を次のように改める。

第六条　法第三条第十二号ロに規定する麦その他の政令で定める物品は、次の各号に掲げる物品とする。

一　麦、米、とうもろこし、こうりやん、ばれいしよ、でん粉、糖類又は財務省令で定める苦味料若しくは着色料

二　果実（果実を乾燥させ、若しくは煮つめたもの又は濃縮させた果汁を含む。）又はコリアンダーその他の財務省令で定める香味料

2　法第三条第十二号ロに規定するビールの原料中政令で定める物品及び同号ハに規定する政令で定める物品は、前項第二号に掲げる物品とする。

第七条第一項第一号中「若しくは」を「、若しくは」に改め、同条に次の一項を加える。

4　法第三条第十三号ホに規定する政令で定める植物は、オーク（チップ状又は小片状のものに限る。）とする。

第七条の次に次の一条を加える。

（ビールに類似する酒類）

第七条の二　法第三条第十八号ハに規定するビールに類似するものとして政令で定めるものは、次の各号のいずれにも該当する酒類とする。

一　財務省令で定める方法により測定した場合における光を吸収する度合を基礎として財務省令で定めるところにより算出した苦味価の値が五以上であること。

二　財務省令で定める方法により測定した場合における光を吸収する度合を基礎として財務省令で定めるところにより算出した色度の値が四以上であること。

第九条中「でんぷん質物」を「でん粉質物」に改める。

第十九条を削り、第十八条の二を第十九条とする。

第二十条を次のように改める。

第二十条　削除

第二十一条中「第二十三条第五項第二号」を「第二十三条第四項第二号」に改める。

第二十八条中「第十八条の二から第二十一条まで」を「第十九条及び第二十一条」に改める。

第三十二条第二号イ及びロ中「さらに」を「更に」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　酒類製造者から酒類（当該酒類製造者が製造免許を受けた品目の酒類に限る。）の製造の委託を受けた酒類製造者が、当該委託を受けて製造した酒類を容器に詰めるため当該他の酒類製造者の酒類の製造場又は蔵置場（当該委託をした者の酒類の製造場又は蔵置場を除く。）へ移入するもので、当該他の酒類製造者が当該移入をした後当該委託をした者の酒類の製造場又は蔵置場へ更に移出することが明らかなもの

第三十二条第三号ロ及びハ中「さらに」を「更に」に改め、同条第四号中「第二号ロ」の下に「若しくはハ」を加える。

第三十八条中「もどし入れ」を「戻入れ」に改める。

第五十条第一項及び第二項中「しょうちゆう」を「焼酎」に改め、同項第一号中「とき又は」を「とき、又は」に改め、同条第六項中「しょうちゆう」を「焼酎」に改める。

第五十三条第三項中「の十日前」を削る。

第五十六条第一項中「しょうちゆう」を「焼酎」に改め、同条第二項第一号中「しょうちゆうを」を「焼酎を」に改める。

（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部改正）

第二条　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令（昭和二十二年政令第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条の五を第十五条の六とする。

第十五条の四第一項中「第八条第二項第一号」を「第九条第二項第一号」に改め、同条第二項第六号中「第十五条の二第一号」を「第十五条の三第一号」に改め、同条第三項中「第十五条の二各号」を「第十五条の三各号」に改め、同条を第十五条の五とする。

第十五条の三第一項中「第八条第一項」を「第九条第一項」に、「第十五条の五第一項」を「第十五条の六第一項」に改め、同条を第十五条の四とする。

第十五条の二中「第八条第一項」を「第九条第一項」に、「政令の」を「政令で」に改め、同条第一号中「第八条第二項第二号」を「第九条第二項第二号」に改め、同条第二号中「第十五条の五第三項」を「第十五条の六第三項」に改め、同条第三号中「第八条第二項第三号」を「第九条第二項第三号」に改め、同条を第十五条の三とする。

第十五条の次に次の一条を加える。

第十五条の二　法第八条第一項に規定する政令で定める地域の指定は、国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第三条第一項の規定による地域の指定とする。

法第八条第一項に規定する政令で定める酒類は、同項に規定する場合に該当することとなつた酒類で、当該酒類に係る酒税の納税義務者である酒類の製造者が所持する酒類又は同項に規定する酒類の製造者の指定前に法第七条第一項の規定の適用を受けた酒類とする。

国税庁長官は、法第八条第一項に規定する同項の特定被災酒類に係る酒税の納税義務者に代わる酒類の製造者を指定した場合には、その旨並びに当該指定した酒類の製造者（次項において「指定酒類製造者」という。）の氏名又は名称及びその酒類の製造場の所在地その他の必要な事項を公示するものとする。

法第八条第一項の規定が適用される場合における指定酒類製造者については、酒類の製造場から移出した同項に規定する特定被災酒類に係る酒税の納税義務者とみなして、第十三条第一項、第二項及び第四項、前二条並びに第十六条第一項本文の規定を適用する。この場合において、第十三条第一項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める申告書」とあるのは、「その控除を受けようとする月分の酒税法（昭和二十八年法律第六号）第三十条の二第一項の規定による申告書（当該申告書の提出期限内に提出するものに限る。）」とする。

第十六条第一項第一号ただし書中「とき又は」を「とき、又は」に改め、同条第三項中「第八条第一項」を「第九条第一項」に、「第十五条の三第一項」を「第十五条の四第一項」に改める。

（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令の一部改正）

第三条　酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令（昭和二十八年政令第二十八号）の一部を次のように改正する。

本則中「連続式蒸留しようちゆう」を「連続式蒸留焼酎」に、「単式蒸留しようちゆう」を「単式蒸留焼酎」に改める。

第三条中「第七条但書」を「第七条ただし書」に改める。

第四条第三項第一号中「すべて」を「全て」に改める。